

自家用電気工作物保守点検仕様書

教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ課

令和8年7月

1 目的

電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定に基づき、自家用電気工作物に主任技術者を定期的に派遣することにより実施され、自家用電気工作物の正常かつ良好な運転状態に保つよう保守管理を行うことを目的とする。なお、主任技術者は、電気事業法で規定する主任技術者の資格を有する者とする。

2 自家用電気工作物の概要

- (1) 設備容量 175キロボルトアンペア
- (2) 最大電力 120キロワット 総最大電力 131.16キロワット
- (3) 受電電圧 6600ボルト
- (4) 小規模発電設備(太陽光発電設備)
定格出力 11.16キロワット
- (5) 非常用予備蓄電池装置(蓄電池)
蓄電池容量 16.4キロワットアワー

3 通常点検の回数

- (1) 自家用電気工作物の保安業務 毎月1回
- (2) 自家用電気工作物の定期検査及び清掃業務 年1回

4 点検内容

- (1) 自家用電気工作物の計画的な点検、整備等の諸作業
- (2) 点検、整備等の諸作業の箇所、機器、内容は次項の作業項目による。
- (3) 点検、整備等の諸作業を行った場合の報告書作成、必要に応じて教育委員会へ報告。

5 作業項目

- (1) 受電盤の保安、定期検査及び清掃
- (2) 電力量計の保安、定期検査及び清掃
- (3) 動力バンクの保安、定期検査及び清掃
- (4) 電灯バンクの保安、定期検査及び清掃
- (5) 受配電設備の保安、定期検査及び清掃
- (6) 負荷設備の保安、定期検査及び清掃
- (7) 蓄電池設備及び蓄電池の保安、定期検査及び清掃
- (8) 付加装置各機器等の保安、定期検査及び清掃

6 不調時の点検調整

- (1) 不調等の連絡があった場合は、速やかに必要な措置を講ずること。
- (2) 軽微な調整及び消耗品の取替は無償にて行うものとする。

7 その他

自家用電気工作物の保安管理業務細目により業務を履行するものとする。

自家用電気工作物の保安管理業務細目

(業務の内容)

第1条 自家用電気工作物の保安業務に関する仕様(以下「仕様」という。)に基づく保安業務の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び使用前自主検査並びに竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行うこと。
- (2) 使用前自主検査に関して、指定管理者(受託者)の保安監督のもとに必要な検査要員を配置して実施し、その工事が工事計画書に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認し、その結果の記録を5年間保存すること。
- (3) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるように指導、協議又は助言を行うとともに、当該電気工作物の巡視、点検及び試験等(その細目及び具体的基準は、別紙「点検、測定及び試験の基準」による。)を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準又は電気用品安全法に適合しない事項があるときは必要な指示又は助言を行うこと。
- (4) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣はへの届出書類及び図面について、その作成及び手続の指導を行うこと。
- (5) 電気事故発生の場合は、応急処置を指導するとともに、事故原因を調査し、再発防止についてとるべき措置を支持又は助言するほか、必要に応じて精密点検を行うとともに電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続の指導を行うこと。
- (6) 電気事業法に基づいて行われる安全管理審査並びに国が行う立入検査(以下「官庁検査」という。)に立ち会うこと。
- (7) その他の保安規定に定められている事項。

2 低圧電路の絶縁状態を監視する装置(以下「絶縁監視装置」という。)が設置されている場合

- (1) 絶縁監視装置から警報が発生した場合、連絡責任者は当該電気工作物の状態を確かめ、指定管理者(受託者)に連絡すること。
- (2) 絶縁監視装置から警報を受けた場合、指定管理者(受託者)は連絡責任者に連絡し、指導、助言を行うとともに、必要に応じて臨時点検を行うなど適切な処置を講ずること。
- (3) 設備容量300kVAを超える電気工作物の場合、指定管理者(受託者)は自動的に伝送されてきた警報を記録し3年間保存すること。

3 前各項の指定管理者(受託者)に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する自家用電気工作物の保安及び前各項の指定管理者(受託者)に委託する保安管理業務以外に必要な自家用電気工作物の保安については、教育委員会の責より自主的に行うものとする。この場合において、教育委員会の申し出がある場合又は点検の際に教育委員会が必要と認めた場合には、自家用電気工作物の保安について、指定管理者(受託者)は指導又は助言を行うものとする。

- (1) 電気関係法令以外の法令によって、点検に特に特定の資格を要することになっているもの。

- (2) 点検に特殊な専門技術を要するもの。
- (3) 移動して使用する電気機器及びこれに付随する電線（常時電路に接続して使用されているもの及び点検時現場におかれているものを除く。）
- 4 前項の保安業務のうち、電気関係法令以外の法令によって、点検又は試験に特定の資格を要することになっているもの及び点検に特殊な専門技術を要するものについては、教育委員会が電気工事者、電気機器製造業者等に依頼して行うとともに、その結果を指定管理者（受託者）に通知するものとする。この通知に基づき、指定管理者（受託者）は教育委員会に対して必要な指示又は助言を行うものとする。

（相互の義務）

第2条 教育委員会は指定管理者（受託者）が保安業務の実施にあたり、指定管理者（受託者）が指示した事項又は指定管理者（受託者）と協議決定した事項については速やかに必要な措置をとり、また指定管理者（受託者）が助言若しくは指導した事項については、その意見を尊重するものとする。

- 2 指定管理者（受託者）は保安業務の実施にあたり、教育委員会と協議決定した事項については、誠実に履行するものとする。

（相互の協議）

第3条 教育委員会は、次に掲げる場合、指定管理者（受託者）と協議するものとする。この場合、教育委員会は指定管理者（受託者）の意見を尊重し、指定管理者（受託者）は教育委員会に協力するものとする。

- (1) 教育委員会が保安規定を変更しようとする場合
- (2) 教育委員会が電気工作物の保安業務に関する内容の書類を所管官庁に提出する場合
- (3) 教育委員会が電気工作物の設置又は変更の計画、工事及び使用前自主検査並びに竣工検査を行う場合
- (4) 教育委員会が電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定める場合
- (5) 教育委員会が電気工作物の工事、維持及び運用に従事するものに対し、保安上必要な教育又は演習訓練を行う場合
- (6) その他保安上必要と認められる場合

（連絡責任者等）

第4条 教育委員会は、第1条の保安業務について受託者と連絡する者（以下「連絡責任者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

- 2 教育委員会は指定管理者（受託者）が行う保安業務の連絡責任者を立ち会わせるものとする。
- 3 指定管理者（受託者）は、保安業務の実施にあたり、教育委員会からの的確に連絡を受けるための措置を講じておくものとする。

(代行者)

第5条 指定管理者(受託者)は、病気その他やむを得ない事由により第1条の保安業務を行うことができない場合には、当該業務を代行する者(以下「代行者」という。)を選び、その業務を行わせるものとする。

2 前項の代行者については、別にこれを定める。

(通知義務)

第6条 教育委員会は、次に掲げる場合は速やかにこれを指定管理者(受託者)に通知するものとする。

(1) 所管官庁等が法令に基づいて検査・審査を行う場合

(2) 代表者若しくは事業場の名称、連絡責任者又は電気保安に関する組織を変更した場合

(3) 委託場所及び自家用電気工作物の概要を変更した場合

(4) 委託場所の譲渡等が行われる場合

2 教育委員会は、電気事故、その他災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、ただちに指定管理者(受託者)に報告するものとする。

(事業場内の立入等)

第7条 指定管理者(受託者)は、保安業務を行うために教育委員会の事業場内に立ち入ることができる。この場合、指定管理者(受託者)は、教育委員会が従業員等に対して定める服務規律等を尊重するものとする。

(記録等の保存)

第8条 指定管理者(受託者)は、必要に応じ、教育委員会の記録の状況並びに書類及び図面の保存について、教育委員会に意見を述べることができる。

2 教育委員会は、指定管理者(受託者)が実施した保安業務の結果の記録等を3年間保存するものとする。

3 使用前自主検査の結果の記録を5年間保存するものとする。

(備品等の整備)

第9条 教育委員会は指定管理者(受託者)と協議のうえ、教育委員会の負担において電気工作物の保安業務に必要な備品、材料及び消耗品を整備することができる。

(賠償責任保険)

第10条 指定管理者(受託者)は、その業務上の過失に基づく事故に対してその賠償の責に任ずるため、賠償責任保険に加入する。

(損害賠償の免責)

第11条 指定管理者(受託者)は、次のいずれかに該当する場合は損害賠償の責を負わないものとする。

(1) 契約に基づき、協議決定した事項又は指定管理者(受託者)が指示、助言又は指導した事項について教育委員会がその実施を怠り、これによって損害を生じた場合

(2) 教育委員会が法令又は契約に違反する事項を行い、これによって損害を生じた場合

- (3) その他自然災害等、指定管理者（受託者）の責めとならない事由により損害を生じた場合
（契約の更改）

第12条 次に掲げる場合はこの契約を更改するものとする。

- (1) 教育委員会が仕様書2の内容を変更した場合
- (2) 仕様書3の通常点検の回数を変更した場合
- (3) その他施設規模又はその使用状態を著しく変動した場合
- (4) 低圧電路の絶縁状態を適確に監視する装置を設置又は撤去した場合
- (5) 経済情勢の変動により諸物価が著しく高騰した場合
（契約の失効）

第13条 仕様書2の自家用電気工作物が次の各号のいずれかに該当した場合、この契約は、その効力を失うものとする。

- (1) 廃止された場合
- (2) 一般用電気工作物となった場合
- (3) 受電電圧が7,000ボルトを超えた場合
- (4) 所管官庁から、電気事業法施行規則第52条第2項の承認を取り消された場合

点検・測定及び試験の基準

1 電気工作物の維持及び運用に関するための点検、測定及び試験は、原則として別表1「点検、測定及び試験の基準」のとおりとする。

2 随時点検及び試験

(1) 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

① 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合、受電設備の全電気工作物

② 受電用遮断器（電力ヒューズを含む。）が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった電気工作物

③ その他電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

(2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行う。

3 電気管理技術者が実施する点検、測定及び試験の周期

点検の種類	周 期
通常点検	保安業務毎月1回 定期検査及び清掃業務年1回
定期点検	毎年1回
精密点検	3年毎1回
臨時点検	必要に都度

※定期点検及び精密点検には、通常点検が含まれる。

※精密点検には、定期点検が含まれる。

4 工事中の点検周期

保安全管理業務細目第1条第1項に定める工事中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう電気工作物の工事期間中は毎週1回行うものとする。

別表I

点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検及び試験の方法	通常点検	年次点検	
				定期点検	精密点検
引込設備	責任分界となる 区分開閉器 引き込み線等 架空電線、支持物 ケーブル	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		※1○	○
		区分開閉器動作試験		※1○	○
		保護継電器動作試験		※1○	○
		保護継電器動作特性試験			○
受変電設備	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		※1○	○
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		動作試験		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	計器用変成器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	母線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	その他高圧線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	配電盤	外観点検	○	○	○
	制御回路	絶縁抵抗測定		○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○

		計器校正試験			○
	受電設備の建物・キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○
	接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		※2○	○
配電設備	配電装置 架空電線、支持物 ケーブル	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	断路器・遮断器 開閉器・変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗試験		※2○	○
非常用予備発電装置	原動機 付属装置	外観点検	○	○	○
		始動保護	※3○	※3○	※3○
		機関保護		※3○	※3○
	発電機 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗試験		○	○
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置	外観点検	○	○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			※3○
		制御装置試験			※3○
蓄電池装置	本体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧・比重測定		○	○
		液温測定			○
	充電装置 付属装置 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		※2○	○
用 使	電動機類	外観点検	○	○	○

	電熱装置	絶縁抵抗測定		○	○
	電気溶接機	接地抵抗測定		※2○	○
	照明装置	漏洩電流値	○	○	○
	配線、配電器具	漏電引外し試験		○	
絶縁監視装置		設定値・測定値における誤差確認		○	○
		動作試験・警報発報動作試験		○	○
		自動伝送試験		○	○

- 1 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいう。
- 2 ※1を付した事項は、停電範囲により実施できないことがある。
- 3 ※2を付した事項は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することができる場合がある。
- 4 ※3を付した事項は、受託者が実施するほか、受託者の指導を受けて委託者が必要に応じて実施するものとする。
- 5 「絶縁監視装置」については、その装置の機種に応じた点検及び試験とする。